

に関する事務的取扱いであつて、煩瑣にわたりますので、きわめて簡単にその要點を列挙するにとどめ、一々その理由を申し上げることは省略いたしたいと存しますが、これを要するに、立候補については無用の制限を緩和し、選舉運動についてはその公正をはかるとともに、選舉公営の趣旨を推進し、選舉事務については簡潔明確化と合理化を期し、さらに選舉告示の時期については、選舉期日までの期間の短縮なしに臨時特例を設けて経費、労力の節減に貢献するなど、もつばら選舉技術に改善を加えて、選舉、特に今回の地方選舉の執行を合理的、經濟的かつ適正ならしめようとするものであります。

まず改正の第一点は、都道府県の議会の議員の選舉は三十日前に告示する。市町村の議員の選舉は二十日前にする。市長及び市の教育委員会の委員の選舉を同時に行う場合は從來通り三十日前に告示すること。

次に改正の第二点は、投票所の開閉時刻を、特別の事情のある場合に限り、都道府県の選舉管理委員会の承認を得て、二時間の範囲内において市町村の選舉管理委員会がこれを擧上げること。

改正の第三点は、全国選舉管理委員会の指定する交番至難の島その他特別の事情のある地域については、同一都

市の区域内においても不在者投票ができるものとすること。

改正の第四点は、地方公共団体の選舉における不在者投票について、投票用紙の様式は當該選舉管理委員会が定める旨の原則を、政令で例外を設け得ること。

改正の第五点は、地方公務員法附則第二十項に規定する公営企業に從事する職員で政令で指定する者、並びに臨時または非常勤の職員負担その他これに準ずる職にある者で政令で指定する者及び非常勤の水防團員に対し、公務員の在職中立候補の禁止を解除すること。

さらに改正の第六点は、自動車、船舶及び船橋の使用制限を新たに都道府県の議員の選舉、市議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選舉についても行うこととし、この場合においては、候補者が選用するものを含めて、選舉運動用自動車のために要した費用は、五大市の市長の選舉の場合についても行うこととし、この場合においては、選舉運動費用に加算することとすること。

改正の第七点は、都道府県の議員の選舉を同時に行う場合は從来通り三十日前に告示すること。

改正の第八点は、立候補を許さない場合の燃料、用紙の返還義務の規定に無料はがきを追加し、新たにはがき・乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止の規定を設けること。

改正の第九点は、はがき、乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止の違反に対する罰則を設け、その他罰則規定中の規定を設けること。

改正の第十点は、五大市の選舉管理委員会と、その区の選舉管理委員会との職務権限の限界を、政令の定めるところにより明確化すること。

改正の第十一点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

行う選舉当日のボスターの撤去は、選舉の前日及び当日においてすることに改めること。

改正の第十二点は、五大市の市長の選舉について、公営立候補説明会を開催の定め

るところにより開催し得る道を開くこと。

改正の第十三点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催する法律の規定により行ふ回の地方選舉の期日の告示は、昭和二十六年四月三日に統一して行うこととするこ

と。

改正の第十四点は、都道府県の議員の議員、市町村の議員、市長、市町村の教育委員会の委員及び長の選舉投票の場合の選舉についても

新たに候補者の氏名等の掲示を市町村長、市町村の教育委員会の委員及び長の選舉投票の場合につき一箇所とし、その場所は一投票区につき一箇所とすること。

改正の第十五点は、立候補を許さない場合の燃料、用紙の返還義務の規定に無料はがきを追加し、新たにはがき・乗車券、燃料、用紙等の譲渡禁止の規定を設けること。

改正の第十六点は、五大市の選舉管理委員会と、その区の選舉管理委員会との職務権限の限界を、政令の定めるところにより明確化すること。

改正の第十七点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開き、かつ三月七日、外務・水産両公

使会連合審査会を開き、領事審議を行ったのであります。

政府側の説明によれば、第一、敵族

の保護増大を目的とする國際連盟について、主要な條約として一九三七年の

間中にするため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととすること。

改正の第十八点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

改正の第十九点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

改正の第二十点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

改正の第二十一点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

改正の第二十二点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

改正の第二十三点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

改正の第二十四点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

間中にするため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととする

こと。

改正の第二十五点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

改正の第二十六点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

改正の第二十七点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

改正の第二十八点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

改正の第二十九点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

改正の第三十点は、鹿児島県大島支島、竹島及び硫黄島の選舉区の所属に

開催するため、午前八時半から午後五時半までの間にすべきこととするこ

と。

一九四六年十二月、ワシントンで国際捕鯨委員会が結成されました。この協約の趣旨とするところは、從來の捕鯨規制の趣旨を一層徹底したもので、各國が統つて鯨を保護したため鯨族が死滅に瀕することを認め、鯨族の捕獲を適度に制限しこの増大をはかりながら、長い期間わたつて最大の捕獲量を維持して行こうとするものであります。これがため、特定の鯨、たとえばくじ鯨、せみ鯨の捕獲を禁止し、また特定の鯨、たとえばひげ鯨についても、特定の期間、特定の区域に於けるたゞの貿易を許可しようとするものであります。これらの禁止または制限は、この條約と不可分一体をなす。この條約の現当事国は、英、米、ソ連、フランス、オーストラリア、カナダ、フィンランド、ノルウェー、スコットランド十六箇國で、この條約への加入は、條約の條項によつて、單に米、國政府に対し加入通告をすることによって完了するものであります。第一、今般一月十七日付をもつてこの條約に加入する。なおわが國は、現在司令部の覚書により、特別の許可と特定の制限のもとで、わが國は国際効力の立場からこれに加入したいというのであります。司令部の制限は、この條約の制限

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認を與えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

次いで松谷の討論があり、採決の結果、本條約に加入することについて承認を與えることに多數をもつて議決いたしました事であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

〔了〕

○**水産業協同組合法等の一部を改正する法律案**（參議院提出）
水産業協同組合法等の一部を改正する法律案を審議いたしました。委員長の報告を求めます。水産委員長富永裕五郎君。

條第三号又は第九十九條第二号の規定による会員を構成する者を除く。又は設立の同意を申し出た水産業協同組合の理事たる者と、第三十九條、第四十四條、第四十五條、第五十條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは「准会員」と、第四十八條第三項中「第六十一条第三項、第六十四條及び第六十五条」とあるのは「第六十三條第一項及び第六百條の九と読み替えるものとする。

第百條の十一第五項中「(第十九條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十九條第二号の規定による会員を構成する者を除く。)」の下に「又は会員たる水産業協同組合の理事たる者」を加える。

「百條の十一第六項中「第八條及び第九條」を「及び第八條」に改め、「第八條」を次のようにより改正する。

第五條第一項中「水産加工業協同組合」の下に「水産業協同組合共済会」を加える。

附則

ち、同法第三十四条第七項に係る部分は、この法律施行前にした理算の選任についても、適用する。

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに掲示する。

昭和二十六年二月十三日

參議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長幣原喜重郎殿

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(參議院提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

「官永格五郎君が立場」

○官永格五郎君 大だいに議題となりました水産業協同組合法等の一部を改正する法律案につきまして、水産委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず提案の理由並びに内容について御説明いたします。前の第九回会において、水産業協同組合法の一部を改訂して、水産業協同組合共済会が設立できることになったのでありますから、その共済会を組織するにあたりまして、これを運営する役員の選任については、協同組合法の役員選任の規定の運用により行われますので、その選任がはなはだしく困難であり、從つて其事案に支障を來す結果になるものであります。そのため、協同組合法の役員選任規定で、役員の四分の三は正会員でなければ、

○井之口 政雄君 私は、日本共産党を代表いたしまして、ここに提出され
た昭和二十四年度特別会計予算案使用方針について、その(2)以下四つ
の總括議題を承認するに反対するものであります。

(拍手)

十三年度の決算の当否を審議しつつありますので、この二十四年度並び

二十五年度分だけの予備費の使途に
いては、早くもこか切れにされて、

う審議は終つてしまつてゐるのであります。下備費といふ少額にすぎぬ枝

の決算審議は先にしておいて、山ほ
の不正事件や浪費不当事項に満たさ

たところの本子算の審議はなるべく
とまわしにして、社とほりのさめる

るまでノミの目から離してしまおう。
いう、こういうやり方が決算委員会

御詔のやり方になつてしまふ

十四年四月二十五日(公)、
は、今日の国民のぜひ知つていなは
ばよつかうくの予算使途のなま

ましい不当事実の片鱗がすでに現して
おります。にもかかわらず、会計検

院は、これらの点を委員会にまだ超しておきません。やがて来る二十二

度、二十四年度、二十五年度の決算
議にあたりましては、驚くべき財政の

私どもが暴露されるでありますよ
敗戦以来の占領軍用の終戦処理

官報身外
閏和二十六年三月九日

卷之二

10

浪費が報せられております。大概法務省の閣議は関連ありとされておるところの不要な二重税率事件、二千万円の過拂事件、特別調達手の金庫の中から三万五千株の東武電鉄株を出し事件などは、今日たゞいま予算の部分的予備費の支出を審議するにあたつても忘れてはならぬことなのである。かように心の中にもちゃんととめて審議してもらいたい。

昭和二十四年度特別会計予備費は約二百億円組まれております。次の二十五年度の分は三百二十五億円組まれております。そして、その用途についても、日本共産党がさきに兩年度の一般、特別予算編成にあたつて述べた通りの資本保護の性格を、さらに一層予備費の使途についても推し進められております。そういうふうに、厚生省関係においては、これまでに三億七千八百万円しか組まされておりませんが、それもほとんど使えていない。そのまま置かれている状態であります。国民が医療費の高騰悩み、結核患者は医者より薬よりと訴えていたその当時に、国立諸院の予備費予算が、二十四年でつた二千万円、二十五年度で半分に減つてしまつて二千五百万円、それをする兩年度も使い切らないで、半分は残していくという状態であります。幾らか人民ためになると思われるような費用は

予備費予算においても、しみつたれにあつては、不測の事情がたといつても、なからく出さぬというやりをやつしている。他面において政府は、理由のない予備費の支出、人民のためにならぬのみか、日本の政府のすとどろかと疑われるような支出をやつしているのであります。二十五年はすでに吉田内閣の時代であります、一億五千四百二十七万円といふ銀行券を製造して、外國銀行券を印刷局特別会計で支出して、外國銀行券を製造して、その結果、朝鮮の紙幣や軍票を製造したのか、イリビンや台湾やアメリカの紙幣を造したのか、日本の印刷局は、いつまこんな外國銀行券の製造業を始めただらうか、われくへは、そのいきさとを知りたいと思つて、内容を明らかにと要求しても、人民の前に発表で、という委員会での答弁であります。薩省關係を見ますと、九十二億円の予備費を使って不用品や不急品に入り支拂い、十六億円からの使いをして経理の乱濫を暴露したあの品及び綱維貿易公團へ約六億円か予備費をみついたなど、われくうしたことは、日本人として承認ることではありません（拍手）。

出入国管理庁は三千四百八十八万円の予備金を使いましたが、これは主に朝鮮人のいやがらせ鐵制のための費用であります。朝鮮への陸海空運送費用であります。予備費の支用でも、次第に血なまぐさい風が来つてゐるが感ぜられます。十の人民は、老いも若きも、男も女もまた／＼日の丸のはち巻をさせられお宮参りにかり出される準備などにこの予備費からでもうかがわるのであります。(拍手) 平和を守る戦争に反対する人、日本の完全なるを願ひ人、全面講和を希望されらば、みなこれを敏感に感ぜられてゐるはずです。従つて、予備費使用を承認できないはずです。日本共産党は、この理由によつて、これに明確に反対するものであります。(拍手)

いの内 とし の費 のた 出か 吹き べて
れる も れ、 す
れ、 人、 独立 はな
れる ねば うな
ねば こ うな
す。 こ うな
す。 五 うな
す。 五 うな
に賛成 うな

Digitized by srujanika@gmail.com

—
—
—

一、去る六日内閣から提出した議案は次の通りである。

國立学校義務法の一部を改正する法律案

外閣為替資金特別会計法案

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八二号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八三号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八四号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八五号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八六号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八七号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八八号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八九号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八一〇号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八一一号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八一二号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八一二号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八一四号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八一五号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八一六号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八一七号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八一八号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八一九号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八二〇号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八二一号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八二二号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八二三号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八二四号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八二五号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八二六号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八二七号）

外閣為替資金特別会計法案（内閣提出第八二八号）

商品券取締法の一部を改正する法律案

国家公務員等の旅費に関する法律案

一部を改正する法律案

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

港則法の一部を改正する法律案

海事代理士法律案

内閣提出第八二号

内閣提出第八三号

内閣提出第八四号

内閣提出第八五号

内閣提出第八六号

内閣提出第八七号

内閣提出第八八号

内閣提出第八九号

内閣提出第八一〇号

内閣提出第八一一号

内閣提出第八一二号

内閣提出第八一二号

内閣提出第八一四号

内閣提出第八一五号

内閣提出第八一六号

内閣提出第八一七号

内閣提出第八一八号

内閣提出第八一九号

内閣提出第八二〇号

内閣提出第八二一号

内閣提出第八二二号

内閣提出第八二三号

内閣提出第八二四号

内閣提出第八二五号

、昨七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案

、昨七日委員長から提出した議案は次の通りである。

公職選舉法の一部を改正する法律案（地方法政委員長提出）

、昨七日内閣から提出した議案は次の通りである。

公立大学管理法案

内閣提出第八二号

内閣提出第八三号

内閣提出第八四号

内閣提出第八五号

内閣提出第八六号

内閣提出第八七号

内閣提出第八八号

内閣提出第八九号

内閣提出第八一〇号

内閣提出第八一一号

内閣提出第八一二号

内閣提出第八一二号

内閣提出第八一四号

内閣提出第八一五号

内閣提出第八一六号

内閣提出第八一七号

内閣提出第八一八号

内閣提出第八一九号

内閣提出第八二〇号

内閣提出第八二一号

内閣提出第八二二号

内閣提出第八二三号

内閣提出第八二四号

内閣提出第八二五号

、昨七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案

、昨七日委員長から提出した議案は次の通りである。

公職選舉法の一部を改正する法律案（地方法政委員長提出）

、昨七日内閣から提出した議案は次の通りである。

公立大学管理法案

内閣提出第八二号

内閣提出第八三号

内閣提出第八四号

内閣提出第八五号

内閣提出第八六号

内閣提出第八七号

内閣提出第八八号

内閣提出第八九号

内閣提出第八一〇号

内閣提出第八一一号

内閣提出第八一二号

内閣提出第八一二号

内閣提出第八一四号

内閣提出第八一五号

内閣提出第八一六号

内閣提出第八一七号

内閣提出第八一八号

内閣提出第八一九号

内閣提出第八二〇号

内閣提出第八二一号

内閣提出第八二二号

内閣提出第八二三号

内閣提出第八二四号

内閣提出第八二五号